

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱

令和4年6月22日付け4農畜機第1849号

令和4年5月において黒毛和種子牛価格が下落するなど、最近の肉用子牛生産者の経営環境が悪化しており、生産意欲の低下による肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況にある。

このような中、肉用子牛生産者の生産意欲を高め、肉用子牛の生産基盤の維持・強化を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜舎の環境改善や疾病の防止等の経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 優良肉用子牛生産推進緊急対策

指定協会は、全国の家畜市場における肉用子牛の取引価格の平均価格（以下「全国平均価格」という。）が、第3の4に定める発動基準価格を下回った場合に、肉用子牛の飼養頭数を維持することを目的として経営改善を図る肉用子牛生産者に対して、第3の5により算出した額を奨励金として交付するものとする。

2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業推進

指定協会は、1の事業を円滑に実施するための推進指導等を行うものとする。

第3 事業の要件

1 交付対象者

第2の1に定める奨励金の交付対象となる肉用子牛生産者は、指定協会と法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を締結している者であって、肉用子牛の飼養頭数を維持することを目的として、次のアからクまでのいずれか3つ以上に取り組む者とする。なお、当該取組については、この事業に取り組む肉用子牛生産者におけるこれまでの取組の継続についても対象にすることとする。また、肉用子牛生産者が取組を実施した証拠書類については、各生産者で保管することとする。

ア 経営分析

経営管理研修会等への参加、経営指導機関が行う経営診断事業等の活用など経営力の向上を図る取組。

イ 子牛の疾病の防止

寄生虫の駆除剤、下痢防止剤等の投与、ワクチンの接種など子牛の疾病の防止を図る取組。

ウ 飼料効率の改善

給与飼料の分析を踏まえた飼料設計など繁殖雌牛や子牛の飼料効率の改善を図る取組。

エ 駆虫・防虫対策

清掃による環境改善、駆虫剤の散布、防虫ネットの設置など駆虫・防虫に資する取組。

オ 寒冷対策

カーフジャケットの装着、ヒーターの設置など寒冷による子牛の損耗を防止する取組。

カ 暑熱対策

扇風機・ミスト機の使用、遮光カーテンの設置など暑熱による子牛の損耗を防止する取組。

キ 牛体管理の徹底

削蹄の実施など牛体管理により繁殖雌牛の事故防止や子牛の商品価値向上を図る取組。

ク 添加物による栄養状態の改善

乳酸菌、ビタミン・ミネラル等飼料添加剤の投与などにより繁殖雌牛や子牛の栄養状態の改善を図る取組。

2 交付対象子牛

第2の1に定める奨励金の交付対象となる肉用子牛は、法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であって、指定協会が「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「運用通知」という。）第2の4の規定に基づき販売したことを確認した肉用子牛とする。また、その品種区分については、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第3の2の（3）のアからオまでに規定する肉用子牛（肉専用種間の交雑種の牛の取扱いについては、運用通知第2の8のなお書の規定を準用する。）とする。

3 全国平均価格

（1）全国平均価格の算出の単位となる期間

全国平均価格の算出の単位となる期間は、令和4年6月1日から令和4年12月31日までの間の各月とする。ただし、2の品種区分のうち黒毛和種、乳用種の品種及び肉専用種と乳用種の交雑の品種（以下「交雑種」という。）の全国平均価格が、3か月連続で4の発動基準価格Aを上回った場合は、その最終月の月末をもって全国平均価格の算出を終了する。

また、2の品種区分のうち、黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種（以下「その他の肉専用種」という。）に係る全国平均価格の算出の単位となる期間は、別表1に掲げるとおりとするとともに、全国平均価格の算出が、令和4年9月30日以前に終了する場合は算出しない。

（2）全国平均価格の公表

全国平均価格は、農林水産省から提供されたデータにより、機構が公表するものとする。

4 発動基準価格

2に定める品種区分ごとの発動基準価格は、次のとおりとする。

（1）発動基準価格A

- ア 黒毛和種にあつては60万円
- イ 褐毛和種にあつては55万円
- ウ その他の肉専用種にあつては35万円
- エ 乳用種の品種にあつては18万円
- オ 交雑種にあつては30万円

（2）発動基準価格B

- ア 黒毛和種にあつては57万円
- イ 褐毛和種にあつては53万円

ウ その他の肉専用種にあつては34万円

エ 乳用種の品種にあつては17万円

オ 交雑種にあつては29万円

5 奨励金の算出

指定協会は、2に定める品種区分ごとに、3の(1)に定める算出の単位となる期間に販売された交付対象子牛の交付対象者別の頭数に、別表2の1の補助単価を乗じて得られた額を合計することにより交付対象者ごとの奨励金を算出し、交付するものとする。ただし、その他の肉専用種に係る奨励金の算出方法は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 経営改善計画(事業参加申込書)の作成

この事業に参加しようとする肉用子牛生産者は、指定協会が別に定める経営改善計画(事業参加申込書)を作成し、指定協会に提出するものとする。

なお、経営改善計画には、第3の1のア〜クに定める取組について記載するものとする。

2 事業の委託

指定協会は、施行通知第3の5の(7)の農業協同組合、農業協同組合連合会その他指定協会が都道府県知事の承認を受けたもの(以下「農協等」という。)に、第2の2に定める事務の一部を委託して実施することができるものとする。この場合、指定協会は農協等と委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、指定協会が第2に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

指定協会は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金交付申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付申請書等」という。)を独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。また、当該補助金交付申請書等の写しを知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

指定協会は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付変更承認申請書等」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、当該補助金交付変更承認申請書等の写しを知事に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 指定協会は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第1号の補助金交付申請書等又は別紙様式第2号の補助金交付変更承認申請書等を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

指定協会は、事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第3号の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。また、当該実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日までとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

指定協会は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

指定協会は、1のただし書により申請をした場合において、第7の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

指定協会は、1のただし書により申請をした場合において、第7の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第4号の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（指定協会等自ら若しくはそれぞれの取組主体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度とする。ただし、年度途中で全国平均価格の算出が終了する場合は、終了する月の月末までに販売された肉用子牛を対象とし、対象肉用子牛に対する奨励金の交付等所要の手続きの完了をもって終了する。

第10 事業の推進指導等

- 1 指定協会は、都道府県及び機構の指導の下、農協等との連携に努めるとともに、この事業の趣旨を肉用子牛生産者に周知徹底し、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、指定協会及び事業に参加する肉用子牛生産者等に対する指導及び必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管

- 1 指定協会は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 事業に参加する肉用子牛生産者が保管する経営改善計画に記載された取組を実施したことを証する書類の保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第12 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、指定協会に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第13 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附則（令和4年6月22日付け4農畜機第1849号）

- 1 この要綱は、令和4年6月22日から施行し、令和4年6月1日から適用するものとする。
- 2 令和4年6月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、指定協会は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

別表1 その他の肉専用種の全国平均価格の算出期間及び奨励金の算出方法

区 分	全国平均価格の算出の単位となる期間	奨励金の算出方法
令和4年6月1日から10月31日までの間に販売された肉用子牛	令和4年6月1日から10月31日までの期間	交付対象者ごとに、令和4年6月1日から10月31日までの間に販売された交付対象子牛の頭数に、別表2の1の単価を乗じて得られた額
令和4年11月1日から11月30日までの間に販売された肉用子牛	令和4年6月1日から11月30日までの期間	交付対象者ごとに、令和4年11月1日から11月30日までの間に販売された交付対象子牛の頭数に、別表2の1の単価を乗じて得られた額
令和4年12月1日から12月31日までの間に販売された肉用子牛	令和4年6月1日から12月31日までの期間	交付対象者ごとに、令和4年12月1日から12月31日までの間に販売された交付対象子牛の頭数に、別表2の1の単価を乗じて得られた額

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助単価
1 優良肉用 子牛生産推 進緊急対策	指定協会が、交付対象者に対して奨励金を交付するのに要する経費 (1) 全国平均価格が第3の4の(1)の発動基準Aを下回った場合 (2) 全国平均価格が第3の4の(2)の発動基準Bを下回った場合	1万円/頭 3万円/頭
2 優良肉用 子牛生産推 進緊急対策 事業推進	1の事業を円滑に実施するための推進指導に要する経費	定 額

別紙様式第1号

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金交付申請書
及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年度において、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(記入上の注意)

「別紙のとおり」と記入し、別紙「令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施計画書」を添付することとする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費① =②+③	負担区分		今回概算払 請求額	備考
		機 構 補助金 ②	その他 ③		
1 優良肉用子牛生産推進 緊急対策					
2 優良肉用子牛生産推進 緊急対策事業推進					
合計					

(注) 指定協会において、事業の一部を委託する場合には、委託費を内数として
() 書きすること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

6 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

(別紙様式第1号の補助金交付申請書及び概算払請求書に添付すること。)

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施計画書

1 優良肉用子牛生産推進緊急対策

区 分	品種区分	交付対象見込み		奨励金 交付見込額	
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (頭/円)	交付額 (円)
令和4年6月分 ～令和 年 月 分 合 計	黒毛和種				
	褐毛和種				
	その他の肉専用種				
	乳用種				
	交雑種				
	合 計			—	

2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業推進

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

- (注) 1 備考欄には、積算根拠等を記載すること。
2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を
() 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別表

奨励金の請求明細

(単位：戸、頭、円)

交付対象 期間	品種区分						合 計
	交付決定額						
令和〇〇年 〇月分	交付対象生産者数						
	① 交付対象頭数						
	② 単価						
	交付額 (①×②)						
令和〇〇年 〇月分	交付対象生産者数						
	① 交付対象頭数						
	② 単価						
	交付額 (①×②)						
令和〇〇年 〇月分	交付対象生産者数						
	① 交付対象頭数						
	② 単価						
	交付額 (①×②)						
今回概算払 請求額	交付金額						
	今回概算払請求額						

別紙様式第2号

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった優良肉用子牛生産推進緊急対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり変更交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

(記入上の注意)

「別紙のとおり」と記入し、別紙「令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施変更計画書」を添付することとする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費① =②+③	負担区分		既概算 払請求 額④	今回概算 払請求額 ⑤=②-④	備考
		機 構 補助金②	その他 ③			
1 優良肉用子牛生産推進 緊急対策						
2 優良肉用子牛生産推進 緊急対策事業推進						
合計						

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()
書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙

(別紙様式第2号の補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書に添付すること。)

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施変更計画書

1 優良肉用子牛生産推進緊急対策

区 分	品種区分	交付対象見込み		奨励金 交付見込額	
		人数 (人)	頭数 (頭)	単価 (頭/円)	交付額 (円)
令和4年6月分 ～令和 年 月 分 合 計	黒毛和種				
	褐毛和種				
	その他の肉専用種				
	乳用種				
	交雑種				
	合 計			—	

2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業推進

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

- (注) 1 備考欄には、積算根拠等を記載すること。
 2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
 3 変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別表

奨励金の請求明細

(単位：戸、頭、円)

交付対象 期間	品種区分						合 計
令和〇〇年 〇月分	交付決定額						
	交付対象生産者数	()	()	()	()	()	()
	① 交付対象頭数	()	()	()	()	()	()
	② 単価						
	交付額 (①×②)	()	()	()	()	()	()
	当月不足額						
令和〇〇年 〇月分	交付対象生産者数	()	()	()	()	()	()
	①交付対象頭数	()	()	()	()	()	()
	②単価						
	交付額 (①×②)	()	()	()	()	()	()
	当月不足額						
令和〇〇年 〇月分	交付対象生産者数	()	()	()	()	()	()
	①交付対象頭数	()	()	()	()	()	()
	②単価						
	交付額 (①×②)	()	()	()	()	()	()
	当月不足額						
今回概算払 請求額	不足額の合計						
	交付金額						
	今回概算払請求額						

(注) 1. 既概算払の交付対象頭数に変更(追加)が生じた場合は、()内に変更前の交付対象頭数を記入し、当該期間にかかる奨励金の不足額を計算する。

2. 「不足額の精算」は原則として、今回請求分の前月分に限ることとし、頭数変更の理由書(様式任意)を添付する。

別紙様式第3号

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった優良肉用子牛生産推進緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱第7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実績書」のとおり
(別紙様式第1号の別紙に準ずるものとする。)

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機 構 補助金	その他	
1 優良肉用子牛生産推進緊急対策				
2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業推進				
合計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	既概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第4号

令和 年度優良肉用子牛生産推進緊急対策事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の
あった優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金について、優良肉用子牛生産
推進緊急対策事業実施要綱第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円
を返還します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 農畜機第 号による
補助金額の確定通知額） 金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・指定協会が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・指定協会が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料